よくある質問事項

＜よくある相談・問い合わせ事項＞（一類倉庫・冷蔵倉庫の場合）

① 倉庫業の登録はどのような事業をおこなう場合に必要となるか？
② 倉庫業登録の申請はいつおこなえばよいのか？
③ 市街化調整区域での倉庫新設（大規模な流通業務施設として開発許可を取得する場合）は、どのようなスケジュールで手続きをすればよいか？
④ 倉庫の施設設備基準は具体的にどのような基準となっているか？
⑤ 建築基準法に基づく確認済証や検査済証の用途が、「倉庫業を営む倉庫」となっていない場合は、用途変更が必要なのか？
⑥ 冷蔵倉庫の通報機は、携帯電話でもよいか？
⑦ 他社（B 社）が倉庫業の登録を受けている営業用倉庫（1つの建物すべて）を、自社（A 社）が営業用倉庫として使用したいが、どのような手続をおこなえばよいか？
⑧ 自社（A 社）が倉庫業の登録を受けている営業用倉庫（1つの建物）の一部分を、他社（B 社）に貸し出して、その会社が営業用倉庫を営むことは可能か？
⑨ 代表者や役員が変更となった際は、どのような手続きが必要か？

＜よくある相談・問い合わせ事項＞（一類倉庫・冷蔵倉庫の場合）

① 倉庫業の登録はどのような事業をおこなう場合に必要となるか？

1 倉庫業とは、「寄託を受けた物品の倉庫における保管を行う営業」と定義されています。（ここでいう倉庫とは建物だけではなく、物品を保管するための土地や水面も含まれます。）そのため、寄託に該当しない行為（運送契約に基づく運送途上に発生する仮置きや荷さばきのための保管、不動産賃貸業によるスペース貸し等）については倉庫業に該当しません。また、寄託に該当する行為であるものの、銀行法の規定による保護預かりや特定の物品の製造・加工を行う営業に付随して発生する保管等については、政令で倉庫業からは除外されています。詳細な倉庫業の定義については、倉庫業法及び倉庫業法施行規則等運用方針をご確認下さい。

※倉庫業法（外部リンク：e-Gov）
※倉庫業法施行規則等運用方針（PDF：3.14MB）
※倉庫業とは

② 倉庫業登録の申請はいつおこなえばよいのか？

1 倉庫業の登録申請（変更登録申請）の標準処理期間は2ヶ月（地方運輸局長権限のもの）となるため、事業開始を予定している時期に間に合うよう申請書をご提出下さい。しかし、建物完成後や建物購入後登録が拒否される事や、補正対応に多大な時

間が掛かり、登録が間に合わないという事態を防ぐため、建物図面等が入手できた段階で事前にご相談いただくことを推奨しています。具体的な相談の流れについては、「倉庫業登録の手き」や「営業用倉庫登録までの手続の流れ」をご確認下さい。

※倉庫業登録の手引き（PPT：2.88MB）
※営業用倉庫登録までの手続の流れ（PDF：242KB）

③ 市街化調整区域での倉庫新設（大規模な流通業務施設として開発許可を取得する場合）は、どのようなスケジュールで申請すればよいのか？

＜愛知県内の場合＞

1 都市計画法を所管する自治体の部署（以下「開発部局」という。）から、運輸局に対して、倉庫業に関する2回の照会がおこなわれます。1回目の「倉庫業の用に供する施設（具体的な名称は自治体により異なる）」の照会がおこなわれる頃に、運輸局に、「大規模な流通業務施設として判断するための資料」や開発に係る周辺図、建物平面図の書類の提出が必要となります。

2 開発部局より2回目の「倉庫業者の開発許可申請（具体的な名称は自治体により異なる）」の照会がおこなわれる頃には、申請者様から運輸局に、倉庫業の登録申請書一式を提出願います。このとき、添付できない書類については、申立書を作成いただき、用意ができ次第、運輸局へ提出願います。

＜静岡県、岐阜県、三重県、福井県の場合＞

1 開発部局から、運輸局に対して、倉庫業に関する照会が1回おこなわれます。「倉庫業の用に供する施設（具体的な名称は自治体により異なる）」の照会がおこなわれる頃に、運輸局に、「大規模な流通業務施設として判断するための資料」とともに、倉庫業の登録申請書一式を提出してください。このとき、添付できない書類については、申立書を作成いただき、用意ができ次第、運輸局へ提出願います。

※「大規模な流通業務施設として判断するための資料」の作成例（Word：20KB）
※申立書（後日提出）作成例（Word：19KB）
※営業用倉庫登録までの手続の流れ（開発許可を取得する場合）（PDF：95KB）

④ 倉庫の施設設備基準は具体的にどのような基準となっているか？

1 倉庫の施設設備基準は、「倉庫業法施行規則等運用方針」をご確認下さい。なお、倉庫の種類ごとに基準が異なりますので、登録を受ける倉庫の種類と保管を予定している物品が対応しているかどうか、必ずご確認下さい。（保管可能物品と倉庫の種類については「倉庫業法施行規則第３条の４～第３条の１１及び別表」をご確認下さい。）

※倉庫業法施行規則（外部リンク：e-Gov）

⑤ 建築基準法に基づく確認済証や検査済証の用途が、「倉庫業を営む倉庫」となっていいない場合は、用途変更が必要なのか？

1　建築部局（自治体の建築指導課等）に当該建物が「営業用倉庫」として使用できるかどうかの確認をおこなっていただき、主要用途の変更手続きの必要があれば、用途変更の手続きをおこなってください。
2　建築部局より「用途変更の手続きが不要」との回答が得られるのであれば、確認を行った日時、建築部局の担当部署、担当者名、手続き不要となった理由を簡潔にまとめた申立書（議事録）を作成し、申請時に提出してください。

※申立書（議事録）作成例（Word：19KB）

⑥　冷蔵倉庫の通報機は、携帯電話でもよいか？

1　通報装置は冷蔵倉庫内に閉じこめられた場合や庫内事故時の緊急連絡など重要なものとなります。携帯電話は、有線電話、インターホン、非常ベルなどと違い、電力供給をバッテリー運用に頼っており、低温時での作動も不安定であることから、通報装置としては相応しいものではないと判断しておりますので、固定型の通報装置をご用意ください。

⑦　他社（B 社）が倉庫業の登録を受けている営業用倉庫（1つの建物すべて）を、自社（A 社）が営業用倉庫として使用したいが、どのような手続をおこなえばよいか？

1　状況により手続きが異なりますので、以下の例をご確認いただき、必要な手続をおこなって下さい。なお、準住居地域を除く住居地域や市街化調整区域に立地する場合、都市計画法上制限がかかる場合があるので、そちらも事前にご確認下さい。

＜例1＞
A 社が倉庫業者であり、B 社の営業用倉庫を現状のまま（B 社が登録を受けた内容から全く変更がなく）引き続き使用する場合
→A 社：軽微変更届出書（B 社から倉庫を継承）
B 社：軽微変更届出書（廃止届出）（B 社の倉庫の廃止）
（同時に手続きをおこなっていただきますようお願いいたします。）

＜例2＞
A 社が倉庫業者であり、B 社の営業用倉庫の一部の設備を変更して引き続き使用する場合
→A 社：変更登録申請
B 社：軽微変更届出書（廃止届出）（B 社の倉庫の廃止）
（※審査事項となるため、事前にご相談下さい。）

＜例3＞
A 社が非倉庫業者であり、B 社の営業用倉庫を現状のまま（B 社が登録を受けた内容から全く変更がなく）引き続き使用する場合

→A 社：新規登録申請
（※審査事項となるため、事前にご相談下さい。）
（事業譲渡によりＢ社より倉庫を継承する場合は営業譲受届出）
Ｂ社：軽微変更届出書（廃止届出）（Ｂ社の倉庫の廃止）

⑧　自社（A 社）が倉庫業の登録を受けている営業用倉庫（1つの建物）の一部分を、他社（B 社）に貸し出して、その会社が営業用倉庫を営むことは可能か？

1　既存の営業用倉庫の部分と、他の会社に貸出しする部分との境界に間仕切り壁があり、相互通行できなければ認められます。ただし、間仕切り壁には強度若しくは荷崩れ防止措置が必要となります。
2　間仕切壁が無く白線やロープ等により仕切る場合や、他の倉庫業者の占有スペースを通らなければ倉庫に出入り出来ない場合などは認められません。
3　既存の倉庫業者であるＡ社は、減坪の変更登録申請を提出いただき、Ｂ社は新たに営業用倉庫を新設する登録申請または変更登録申請を提出いただくことになります。（※審査事項となるため、事前にご相談下さい。）

⑨　代表者や役員が変更となった際は、どのような手続きが必要か？

1　変更後30日以内に届出を提出して下さい。その際、新たに役員となった方の宣誓書を添付して下さい。（取締役から代表取締役に昇任した場合など、現に役員である場合は宣誓書は不要。）

※変更届出書（Word：47KB）